

「国立公園事業の譲渡承継の承認に係る審査基準（案）」の概要

令和4年2月
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

第204回通常国会において成立した自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号。以下「改正法」という。）において、国立公園事業者が国及び公共団体以外の者にその国立公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて環境大臣の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る国立公園事業者の地位を承継することとされた（法第12条第1項。国立公園についても同様。）とされており、改正法の施行に向け、国立公園事業取扱要領（平成23年11月30日環自国発第111130004号付自然環境局長通知。以下「当該通知」という。）において、法第12条第1項の規定に基づく承認に係る審査基準等を整備するもの。

2. 当該通知にて設ける審査基準（案）

法第12条第1項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

- (1) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、宿舎に関する国立公園事業であって、令和元年9月30日付け環自国発第1909303号国立公園課長通知「宿舎に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」に定める基準に適合するものについては、この限りでない。
- (2) 譲渡承継後に安全性及び利用上の快適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。
- (3) 前号のほか、譲渡承継後の公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
- (4) 譲受人が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
- (5) 譲受人が、国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
- (6) 他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、譲受人が、その許可等を得られる見込みがあること。
- (7) 申請の事項について客観的な挙証資料が示されていること。

3. 今後の予定及び施行期日

本基準については「国立公園事業取扱要領」に追記することを予定しており、令和4年4月1日に施行予定。

【参考】参照条文

○改正法による改正後の自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）（抄）

（承継）

第十二条 国立公園事業者(第十条第三項の認可を受けた者に限る。)が国及び公共団体以外の者にその国立公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて環境大臣の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る国立公園事業者の地位を承継する。

2～6 （略）